

掛川市告示第 38 号

掛川市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金交付要綱（平成 17 年掛川市告示第 66 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 29 日

掛川市長 久保田 崇

第 2 の(2)のア「ブロック塀等撤去事業」を「ブロック塀等耐震改修事業」に、イ「ブロック塀等改善事業」を「ブロック塀等建替え事業」に改め、ウに「ブロック塀等除却事業」を加える。

第 2 の(3)中「ブロック塀等撤去事業」を「ブロック塀等耐震改修事業」に、「撤去する」を「耐震補強する改修」に改める。

第 2 の(4)中「ブロック塀等改善事業」を「ブロック塀等建替え事業」に、「安全な塀に改善する」を「除却し、フェンス等の安全な塀（組積造の塀を除く。）に造り替える」に改める。

第 2 の(5)中「「改善」とは、ブロック塀等の耐震改修、又は建替えの結果、地震に対して安全な構造とする事業（組積造の塀への転換を除く。）」を、「「ブロック塀等除却事業」とは、地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を除却する事業」に改める。

第 2 の(7)中「（平成 19 年 3 月策定） 2 の(4)」を「（令和 3 年 4 月策定） 4 の(2)」に改める。

第 4 の(1)のカ「ブロック塀等緊急改善事業にあっては、改善の平面図及び断面図」を「施工後の計画図（平面図、立面図、断面図等）」に改める。

第 5 の(1)のウ「改善」を「施工時」に改める。

別表を次のように改める。

別表

補助の対象		補助率（額）
事業の区分	経費	
ブロック塀等耐震改修事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と耐震改修するブロック塀等の延長に1メートル当たり 38,400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき 33.3 万円を限度とする。
ブロック塀等建替え事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費及び設計に要する費用に限る。）	当該事業に要する経費と改善するブロック塀等の延長に1メートル当たり 58,400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき 59.9 万円を限度とする。
ブロック塀等除却事業 (避難路沿道等の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と除却するブロック塀等の延長に1メートル当たり 20,000 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、同一敷地につき 26.6 万円を限度とする。
ブロック塀等除却事業 (避難路沿道等以外の道路に面するブロック塀等)	所有者等が行う当該事業に要する経費（工事費に限る。）	当該事業に要する経費と除却するブロック塀等の延長に1メートル当たり 8,900 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、同一敷地につき 20 万円を限度とする。

様式第1号の表中の事業の区分「ブロック塀等撤去事業」「ブロック塀等改善事業」を「ブロック塀等耐震改修事業」「ブロック塀等建替え事業」「ブロック塀等除却事業」に改める。

様式第1号の表中の添付書類「ブロック塀等緊急改善事業にあっては、改善の平面図及び断面図」を「施工後の計画図（平面図、立面図、断面図等）」に改める。

様式第3号の2の(2)「改善」を「施工時」に改める。

## 附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 別表の敷地限度額は、通学路及びその他市長が認めるものについては適用しない。